

# 全体計画書 概要版 (1/5)

※印は末頁に注釈として記載

## 千葉県自治体情報システムの標準化に関する全体計画書とは (p4~5)

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体が利用する基幹業務システムについて、「標準準拠システム (※1)」へ標準化することが義務付けられた。

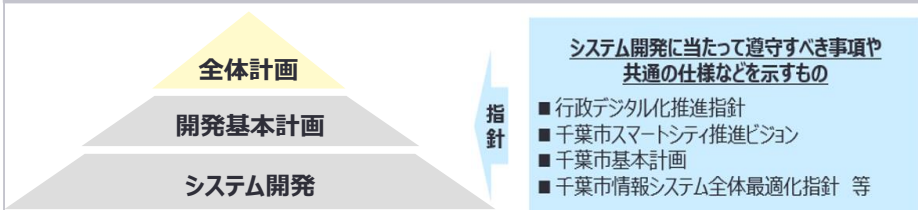
本計画書は、千葉県における標準化事業全体を通じた対応方針を策定することを目的とし、標準化に対応するシステムの範囲や構築手法、移行方式やガバメントクラウド (※2) の利用等に係る基本方針のほか、標準化の方向性、実施体制、スケジュール等をまとめて、「**千葉県自治体情報システムの標準化に関する全体計画書**」として策定するものである。

## 全体計画書の構成

章	タイトル	内容
1	自治体情報システム標準化事業の背景及び目的	標準化における国及び千葉市の状況や、本事業の目的等を記載
2	本計画書の位置付け	全体計画書の位置付けや他の計画との関連性などを記載
3	標準化取組方針	標準準拠システムへの移行に係る取組方針を記載
4	標準化対象システムの範囲と調達単位	標準化対象業務で利用される本市の情報システムと調達単位の考え方を記載
5	標準化基本方針	システム全体構成、システム運用、プロジェクト構成、移行方法に関する基本方針を記載
6	実施体制	本事業における推進体制及び開発基本計画策定に係る方針を記載
7	スケジュール	本事業における、全体スケジュール、作業項目、役割分担を記載
8	データ移行要求	本事業における、文字要件への対応及びデータクレンジング作業の方針を記載
9	標準仕様と現行業務のGapと対応方針	本事業における、Fit&Gap分析の内容、分析結果とGapへの対応方針について記載
10	費用規模、職員工数及び標準化効果の試算	本事業における、全体費用見積、職員工数及び費用対効果等を記載
11	継続して検討すべき事項	本事業において、今後解決すべき課題、リスク対策、個別課題への対応方針を記載

# 全体計画書 概要版 (2/5)

## 全体計画の位置付け (p9)



### 全体計画

⇒千葉市自治体情報システムの標準化における全体方針を示すもの

### 開発基本計画 (※4)

⇒全体計画や指針を踏まえ、より詳細な計画を示すもの

### システム開発

⇒システムの設計、製造、データ移行、テスト等を実施する

## 標準化取組方針 (p10~12)

### 標準仕様への準拠、市民サービスの維持

- 国の標準化事業の考え方に基づき、標準仕様への準拠を原則とする
- 市民サービス水準又は行政の正確性に影響がある場合には、外付けシステム(※3)を疎結合で構築することも検討する

### 国が定める目標期限内の移行完了

- 国が定める目標期限を順守するとともに、補助金を活用し経費負担の軽減に努めるため、移行困難システムを除き、目標期限内の移行完了を目指す

### 安定した業務及びシステムの移行

- スケジュールの検討に当たって、可能な限りリスクを最小化する進め方を検討していくことで、安全かつ円滑な移行を目指す

## 標準化対象システムの範囲 (p13~17)

### 標準化対象20業務及びシステム

業務名	本市の対応するシステム
①住民基本台帳	住民記録システム
②選挙人名簿管理	住民記録システム、選挙管理システム(★)
③固定資産税	税務システム
④個人住民税	
⑤法人住民税	
⑥軽自動車税	
⑦国民健康保険	国民健康保険システム
⑧国民年金	住民記録システム
⑨障害者福祉	福祉システム、保健衛生システム(★)
⑩後期高齢者医療	福祉システム

### ★部門システム (住民情報系システム以外のシステム)

業務名	本市の対応するシステム
⑪介護保険	介護保険システム
⑫児童手当	福祉システム
⑬健康管理	保健衛生システム(★)
⑭就学	住民記録システム、就学援助システム(★)
⑮児童扶養手当	福祉システム
⑯生活保護	福祉システム
⑰子ども子育て支援	子ども・子育て支援システム
⑱戸籍	戸籍情報システム(★)
⑲戸籍の附票	戸籍情報システム(★)
⑳印鑑登録	住民記録システム

※ 上記のほか、関連する業務共通システム、総合窓口等支援システム、統一滞納管理システムも標準化事業の対象とする

# 全体計画書 概要版 (3/5)

## 標準化基本方針 (p21~50)

### システム全体構成・ガバメントクラウドへの対応方針 (p21)

- 標準準拠システムは「ガバメントクラウド (※2)」を採用する方針とする
  - 「行政需要への対応」「ベンダ対応を含む実現性」のメリットが大きい
  - 「ベンダ対応を含む実現性」や不確定要素となっている「コスト（費用）」及び「非機能要件」に関する情報を踏まえ、ガバメントクラウド以外の環境を利用することを制限しない

### システム運用方針・ガバメントクラウド利用方式 (p29)

- 「共同利用方式 (※5)」を採用する方針とする
  - 運用負荷の軽減及びコスト削減の観点から、共同利用方式を採用することが望ましい
  - システム特性やベンダの対応可否等により単独利用方式を選択せざるを得ない、または望ましい場合は単独利用方式を採用することを許容する

### 移行方針 (p37)

- 「移行困難システムを除き、令和7年度末までに標準化対象20業務を一括移行すること」を方針とする
  - 移行に係るリスク分散及び負荷分散を図るためには段階的に移行することが望ましいが、適切なリスク低減を図ることで標準化対象業務の一括移行は困難ではないと考えられる
  - 十分なリスク低減策が図れない場合においては、方針を再度検討する

### システム調達方式 (p47)

- 「システム調達は競争入札を原則とする。ただし、現行システムベンダが適当となる理由が生じた場合等は、随意契約とすることも許容する」
  - 競争性確保によるコスト（費用）削減を図れる

### プロジェクト構成 (p32~36)

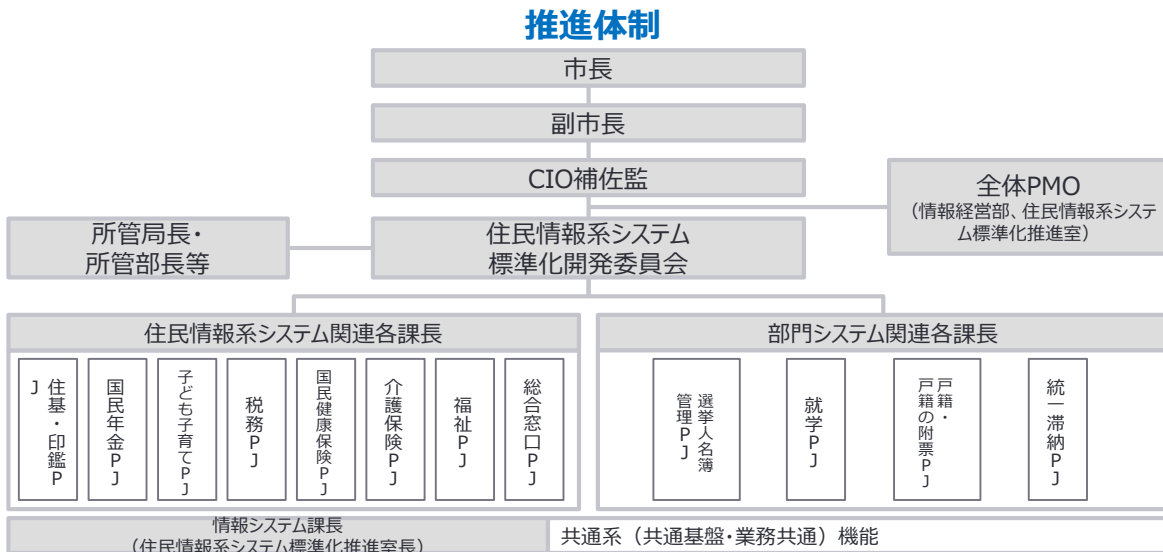
- 業務範囲や機能範囲が最適化されている現行システムを踏まえつつ、標準化対象20業務及び共通系機能を合わせて、13分割しプロジェクトを推進する

#	プロジェクト	対象業務
1	住記・印鑑PJ	住民基本台帳、印鑑登録
2	国民年金PJ	国民年金
3	選挙人名簿管理PJ	選挙人名簿管理
4	就学PJ	就学
5	戸籍・戸籍の附表PJ	戸籍・戸籍の附表
6	子ども子育て支援PJ	子ども子育て支援
7	税務PJ	住民税、法人税、固定資産税、軽自動車税

#	プロジェクト	対象業務
8	国民健康保険PJ	国民健康保険
9	介護保険PJ	介護保険
10	福祉PJ	生活保護、後期高齢者医療、児童手当、児童扶養手当、障害者福祉、健康管理
11	業務共通PJ	業務共通システム、端末等
12	総合窓口PJ	総合窓口支援システム
13	統一滞納PJ	統一滞納管理システム

# 全体計画書 概要版 (4/5)

## 実施体制 (p51)



## 推進上のポイント

標準化推進室を中心に  
全体統制を図り  
各プロジェクトの推進を支援

標準化推進室の支援を  
受けつつ、各所管課が  
主体的にプロジェクトを  
推進

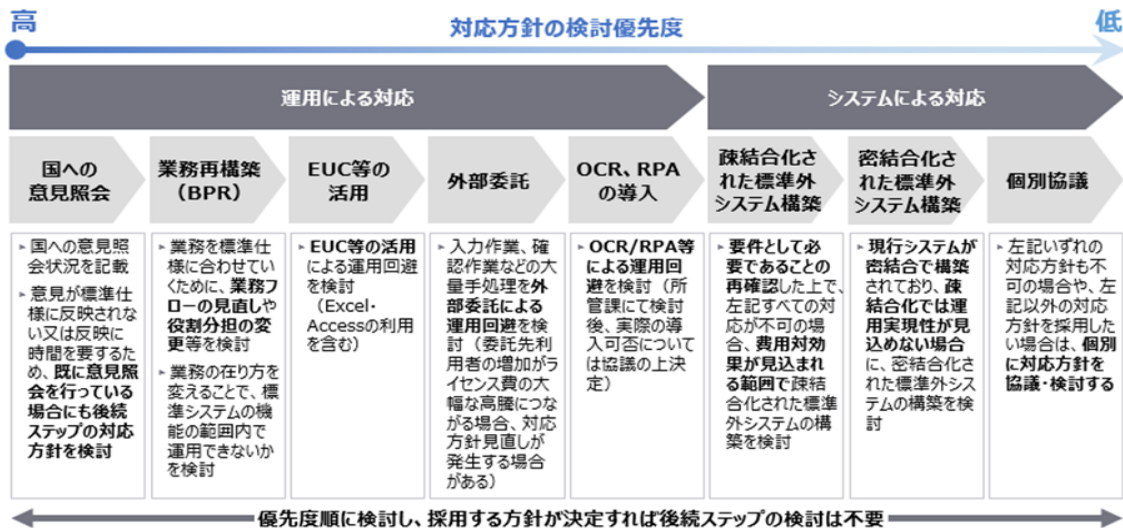
## 標準仕様と現行業務のGapと対応方針 (p59~79)

### Fit&Gap分析 (※6) 結果

- 現行業務及びシステムと標準仕様のFit&Gap分析結果 (令和4年度実施)
- 影響度大: 475件
- 影響度中: 661件
- 影響度小: 4,671件
- 計5,807件 (全業務の業務フロー及び機能数: 11,827)

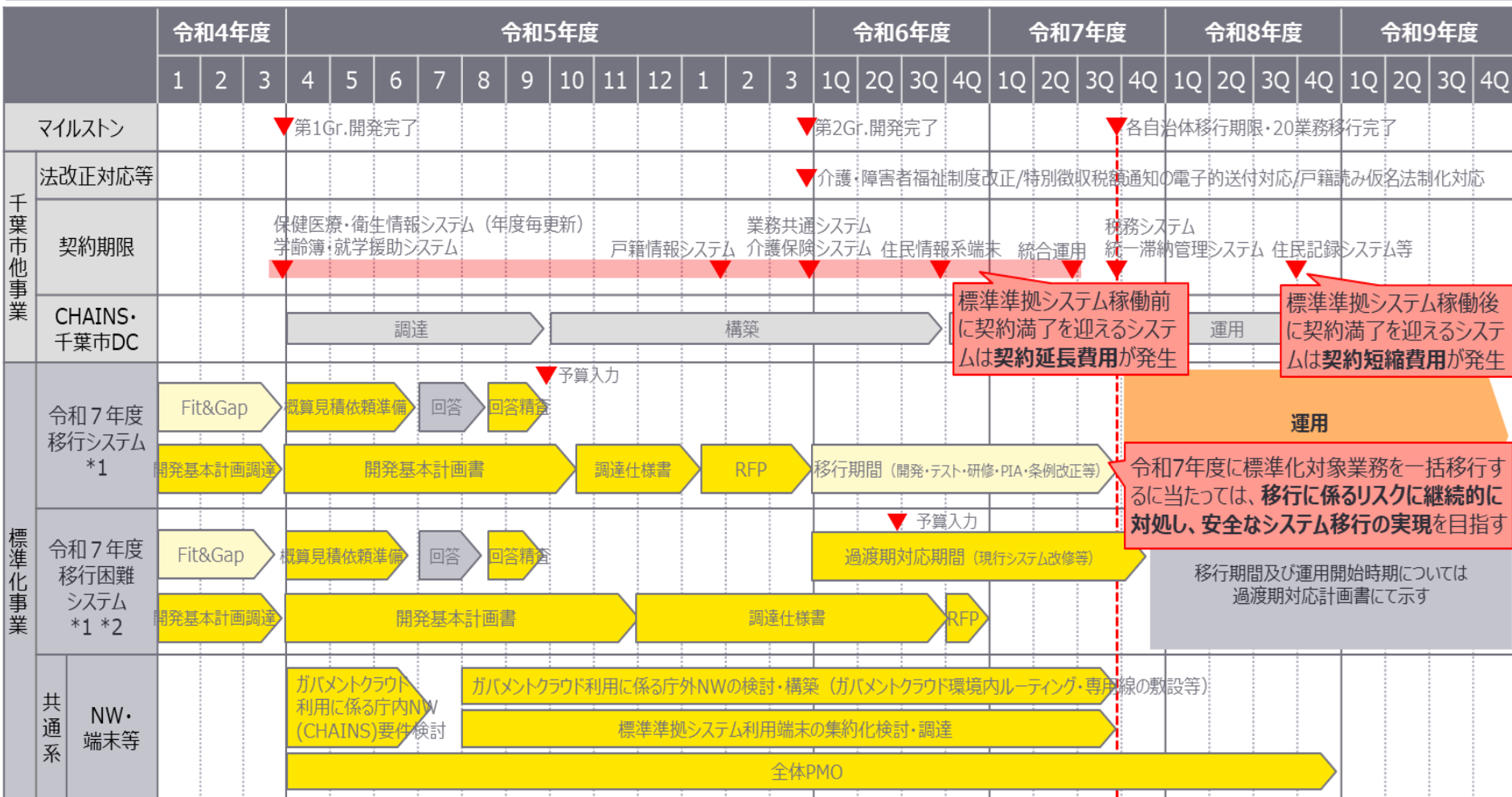
### 対応方針の考え方

- Gapへの対応方針は右記の優先度に従い検討を行う。



# 全体計画書 概要版 (5/5)

## 全体スケジュール (p52)



\*1 作業スケジュールは、業務に応じて前後することを想定。業務毎の詳細スケジュールはベンダ対応可否・業務繁忙期等も考慮し、継続して検討する。

\*2 令和7年度移行困難システムの対象となるシステムは、過渡期対応計画書にて記載する。

# 注釈

## ※1 標準準拠システム

国が提示する標準仕様書に基づき、ガバメントクラウド（※2）等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムのこと。【本編 p4参照】

## ※2 ガバメントクラウド

地方公共団体が標準準拠システム等を利用できるよう、デジタル庁が調達し、地方公共団体に対し提供するクラウドサービス及びこれに関連するサービスのこと。なお、ガバメントクラウドの利用は努力義務とされている（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第10条）【本編 p4参照】

## ※3 外付けシステム

標準仕様から除外された事務や機能进行处理するシステムのこと。標準準拠システムは原則カスタマイズ不可のため、標準仕様から除外された事務や機能进行处理したい場合、標準準拠システムとは別のシステム（標準外システム）として別途構築する必要がある。【本編 p10参照】

## ※4 開発基本計画

標準準拠システム移行に向けた業務ごとの詳細な移行方針、機能要求、運用要求、開発スケジュール等を定めるもの。【本編 p9参照】

## ※5 共同利用方式

ガバメントクラウドの運用管理を複数自治体が共同で行う方式。【本編 p27参照】

## ※6 Fit&Gap分析

現行業務及び現行システムと、国の定める標準仕様を比較し、適合（Fit）している点と乖離（Gap）している点を洗いだし、乖離していた点については、市民サービスに与える影響を分析し、どのように標準仕様に適合させていくかを検討していく作業のこと。【本編 p59参照】